

はまぐち誠

経済産業委員会で質問に立つ！

皆さんの声を、国会に届ける！

(主な質疑内容は裏面参照)

信用保険法等 改正案について



< 今回の質問持ち時間40分 >

加計学園関連
(約5分)

信用保険法等改正案関連 (約35分)

【本改正案の概要】

目的：

中小企業の経営改善・生産性向上

措置

信用保険関連

創業・事業承継関連

信用保証協会関連

大規模な経済危機・災害等の際の、新たな保証制度の創設
(別枠で最大2.8億円の保障)

創業関連保証の付保限度額を拡充
(1000万円→2000万円)

信用保証協会の業務に、中小企業経営支援を追加

小規模事業者支援のため、特別小口保険の付保限度額を拡充
(1250万円→2000万円)

法認定を受けた中小企業代表者が、承継時に必要な資金を信用保険の対象に

信用保証協会が、創業や中小企業経営改善支援を目的としたファンド出資を可能に

★本改正案について、はまぐち誠 (民進党)は、

賛成！



○今回の法改正に至った環境変化・課題意識を伺いたい。

→信用保証は中小企業の資金繰りを支える重要な制度である一方、金融機関が過度に信用保証制度に依存すると、金融機関自体の本来の機能が失われていく可能性もある。こうした問題意識から昨年末に見直しのパッケージが取りまとめられた。うち、法的な手当てが今回の法改正。

→保証充実の一方、保証協会の業務に経営支援を法律上明記、保証協会と金融機関が連携する旨を規定する等とした。また既存セーフティネット5号保証割合を100→80%にする等保障協会と金融機関のリスクを分担。

○これまでの議論経過を見ると、中間整理の方向性とは違い、最終報告ではプロパー融資を含めた融資全体の中でリスクを分担する考え方に変わっている。考え方が変わった背景や理由を伺いたい。

→議論を重ねる中で、金融機関にとれば、信用保証で保全されない融資を維持することが、適切な期中管理や中小企業に対する経営支援を行う強い動機になっていることが判明した。また安定した中小企業は、既に一定程度のプロパー融資が行われている実態もある。さらに、保証協会と金融機関との融資の組合せが、中小企業の財務にとってもいい形で対応できること等もあり、現在の案になった。

○セーフティネット保証5号について、リーマン・ショック時に緊急保証が開設されるなど、不況業種が原則全業種に拡大した。その後、景気回復に伴い不況業種の対象が1118から196まで減少している。不況業種の対象を一気に減らした際、混乱が起きなかったか、また激変緩和の措置を取ったのか伺いたい。

→資金繰りのD Iの水準自体は、リーマン・ショックから一年程度で危機発生前の数字に戻ったが、セーフティネット5号の対象業種の業種拡大措置が4年間実施されたため、大きな混乱はなかった。むしろ、長期間特別措置の継続によって借入金の返済期限を延長する企業が増加し、その水準が高止まっている。

○セーフティネット保証5号には責任共有制度が適用されている。今まで100%保証が80%保証になるが、この措置が法改正でなく責任共有制度の要綱の改正措置だけで対応するのはなぜか。

→全国に51ある信用保証協会は、夫々の地域の自治体等の発意等に基づいて設立され、その後その機能を存続・発展させる趣旨で信用保証協会法が整備された。したがって、この法律は債務の保証等を行うことは業務として規定しているが、その具体的な運用は各保証協会の自主的な判断に委ねられている。

→他方、当然この制度運用は国としても財政支援等を行っている。信用保証が真に中小企業の支援として機能するよう必要な制度整備を行っている。まとめると、H19年度に責任共有制度を導入した際、当事者が十分議論した上で、要綱として示したように、今回も、要綱の改正で手当を行った。

○セーフティネット保証5号の保険収支は1兆3千億円の赤字。責任共有制度の適用で収支は改善するか。

→保険収支は景気状況によって大きく影響を受ける。今回の見直しの効果を現時点で示すのは難しいが、保険収支が改善する方向に働くものと期待している。

○今回、責任共有制度が導入されることで金融機関の貸し渋りを懸念する意見が多くある。また、事業者側も、準備期間を設けてほしいとの意見等もある。こうした要望に対する対応を伺いたい。

→内容の決定には、中小企業代表者と丁寧意見交換を行い、最終的には御理解いただいた。信用力に乏しい創業者や小規模事業者向けの100%保証枠を拡充する等の対応策を盛り込んだ。

○危機関連保証について、大規模な経済危機・自然災害等、明確な基準はあるのか。

→資金繰りD Iなどの客観的な指標が、リーマン・ショック時や東日本大震災時などと同程度に短期かつ急速に低下をした場合を考えている。

○緊急事態なので、意思決定のスピード感を持って対応してほしい。

○今回の危機保証は従来のセーフティネット保証とは別枠という理解で良いか。

→別枠で保証を行うもの。一般保証、セーフティネット保証、危機関連保証全てが使えて8.4億円。

○2014年10月に信用保証協会向けの監督指針が見直されたが、どんな取組でどんな成果があったか。

→関係地方自治体からの理事選任に当たっては透明性の高い手続を経るようという基準を示した。

○全国に51ある保証協会が、地域による差異が極力発生しないようにしていくことが非常に重要。信用保証協会の底上げに向けた取り組みはどう考えているか。

→各地域の自治体の発意で設立された経緯から、保証メニューや保証料は若干の違いがあるものの、我が国の中小企業の資金繰りを支える基盤的な制度なので、国や全国信用保証協会連合会が定める各種の共通ルールに基づいた運用が行われている。

○今回の法改正で信用保証協会の役割として、中小企業への経営支援が明記をされた。取組を実効性あるものにするのが一番重要なポイント。具体的な対応を伺いたい。

→本法律が成立すれば、保証協会は金融機関と対話をしながら、保証付融資と保証の付かないプロパー融資を組み合わせてリスク分担を進める。またバンクミーティングや、保証協会が専門家派遣などで支援をする、さらに中小企業庁と金融庁が連携して適時適切にモニタリングして全国の保証協会の対応を底上げしたい。

○モニタリングの視点が非常に重要。もし課題があれば、PDCAのサイクルを回していくことが、中小企業にも、保証協会、プロパー融資をするメインバンク、金融機関にも重要なステップ。今後の進め方は。

→制度の検証は不断に行っていくことが必要。金融庁ともよく連携してやっていきたい。

経産省は保証協会側の目から見たアプローチとして、保証協会が金融機関と対話をしながらリスク分担ができているか、経営支援に取り組んでいるか、こうしたところをモニタリングしたい。

→金融庁側は恐らく金融機関のサイドから、金融機関が担保保証に過度に依存していないか、事業性評価を行って経営支援に寄り添っているかどうか等をモニタリングをしていくことになる。

○今回の法改正、中小企業の皆さんにとって、本当の経営改善に資する、保証協会・金融機関から見ても、本来の自分たちの役割が十分に発揮できる、そうした法改正につながってほしい。

是非、法改正後のモニタリングや制度の不断のチェックをしっかりと実施していただきたい。